

厚生労働省

社会・援護局長 殿

職業安定局長 殿

老健局長 殿

東京都福祉保健局長

安藤 立美

セーフティネットの強化に向けた緊急提案

今般の「年末年始の生活総合相談」の実施結果を踏まえ、下記のとおり緊急提案します。

記

1 都内で実施した「年末年始の生活総合相談」については、就労自立が困難な高齢者層、就労自立が期待できる若年・中年層、就労自立が直ちには期待できない若年・中年層など、様々な方が訪れた。

こうしたことを踏まえ、国において、個々の対象者を必要な支援策につなげる総合的なアセスメントを行う機能をハローワーク等に整備するとともに、対象者の状況に応じた以下の対策を早急に整備・充実すること。また、必要な財源措置を講じること。

- (1) 就労自立に困難を伴う高齢者層については、日常生活支援が重要であることから、今後の高齢化、とりわけ一人暮らし・高齢者のみの世帯の増加を踏まえ、低所得高齢者などの住まいや生活支援に関する施策を強力に推進すること。
- (2) 就労自立が期待できる若年・中年層については、ハローワークにおける就労支援とともに、住居の確保、例えば、住宅手当など第二のセーフティネットや労働者の離職後も引き続き社員寮の提供等を行う雇用主を支援する制度など、職と住居を同時に失う派遣労働者等に対する支援策の更なる充実と制度の周知徹底を図ること。
- (3) 就労自立が直ちに期待できない若年・中年層については、住居の確保、職業訓練とともに、就労意欲の欠如や社会的不適応などに対する社会生活の訓練等を行う必要があると考えられるため、都と特別区とが共同で実施しているホームレス自立支援の取組を参考にしながら、国としてその支援の仕組みを構築すること。

2 現在、国制度として実施している第二のセーフティネットについて、以下の見直しを図ること。

(1) 住宅手当の支給要件を緩和すること。

- ア 再就職が厳しい雇用状況を踏まえ、離職後2年以上経過した方も対象とすること。
- イ 収入要件については、基準額が低すぎ、特に複数世帯については、家族の人数に関わらず同基準というのは実態に合わないため、基準額を引き上げること。

(2) 再出発に当たりマイナスからのスタートにならないよう配慮すること。

- ア 住宅手当は、家賃のみを対象とし、敷金・礼金等の初期費用は借入金で賄う仕組みとなっているが、自立を支援するという趣旨から、こうした一時金についても住宅手当の対象とすること。
- イ 就職安定資金融資の返済免除要件は、貸付6か月後までに常用就職していれば返済免除されるが、就職先の確保が難しい事情を考慮し、貸付後6か月以上経過した者も一定条件の下に返済免除できるようにすること。

(3) ワンストップの体制づくりを行うこと。

- ア 離職理由の違いによって、ハローワークを窓口とする就職安定資金融資制度と自治体を窓口とする住宅手当制度があるが、住宅手当の実施主体をハローワークに変更し、失業者に対する住宅・就労支援をワンストップとすること。
その際には、住宅手当の申請者と不動産事業者との調整を行う「住宅確保・就労支援員」について、十分な人数を確保すること。
- イ ハローワークに配置するとされた「住居・生活支援アドバイザー」が雇用施策と福祉施策の橋渡し役として十分に機能するよう、人材育成に努めること。

3 今後、自治体が国とも協力しつつ、生活保護を含めて上記の対応を適切かつ責任をもって実施できるよう、以下の見直しを図ること。

(1) 今般の「年末年始の生活総合相談」では、「都内に生活実態がある方」と要件を設けたにも関わらず、東京都以外からも生活困窮者が来所したことなどから、対策を講じるに当たっては、大都市だけでなく全国的な対応を行うこと。

(2) 国民の生存権的基本権を守るのは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とすること。

特に、居住地不定者等に係る生活保護費については、都道府県を越えて移動する者もあり、居住地を得た後も一定期間は安定した生活を送るための支援を要することから、早急に全額国の負担とすること。

(3) 雇用情勢の回復に向けて一層の取組を行うこと。特に、年末年始を含む数か月間については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の活用による自治体の取組に任せるだけでなく、国においても雇用機会を積極的に創出すること。